

111億円でも少額 少額減価償却資産

【一】つの値段が7万2,800円で、数量が15万3,178という場合、支払総額は111億円余となるものの、一時の費用でかまわない、という判決がありました。地裁で勝って高裁でも納税者勝訴です。原告はNTTドコモでした。

【少】額減価償却資産の少額とは一個又は一組の値段が10万円未満であることです。一個はともかく一組とは、例えば、応接セットの場合は、通常はテーブルと椅子がワンセットで取引されるものですから、一組で判定しますし、パソコンは、本体・モニター・キーボード・マウスが一式揃って初めて使うものですから、これらも一組で判定します。一部屋何窓分かのカーテンと

かも、柄あわせがあれば一組です。枕木・電柱等単体で機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する取扱いになっています。

【判】定単位で争われたのはエントランス回線というもので、PHS接続装置を経由してNTT電話網に接続するための「入口」となる回線です。PHS利用者は一回線ごとに利用するもので、エントランス回線全体を一つの資産とみる必要はない、というのがドコモ側の主張でした。判決はこれを是認しました。

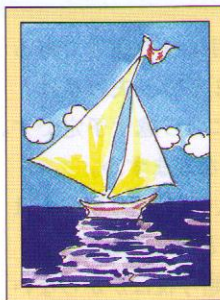
【類】似のケースとしては、レンタルビデオ、貸衣装、パチンコ機等、一個の取得価額が10万円未満であれば、何個取得しても全額損金の額に

算入することができるという扱いになっています。従って、こういう商売の店を買い取ると、多額の一時的費用が生ずることになります。

【た】だし、昔は少し違っていました。少額減価償却資産の沿革をみると、以前は、①業務の性質上基本的に重要なもの、②業務の固有の必要性に基づき大量に保有されるもの、③事業の開始又は拡張のため取得したもの等については、少額減価償却資産から除く、ということになっていました。現在①～③は問われなくなっています。当局の主張は、この①～③を解釈的に復活させるものでした。

【判】決はこれをあっさり切り捨て、これらの規定は既に廃止されているのであって、少額減価償却資産に該当するか否かを判断するに当たっては、考慮すべき事項ではない、としました。

振舞水（ふるまいみず）という言葉があります。かつては、酷暑の日など、道端に冷たい井戸水を満たした桶を出しておき、道行く人にふるまう習慣があったそうです。昔の日本の暮らしは、見知らぬ人にもこうした心遣いを絶やさない人情あふれるものでした。暑さで万事一服状態のこの月、じっくりと自社の現状を見直すチャンスです。8日立秋、23日処暑。



足のつまずきは
やがて癒えるかも知れないが、
舌のつまずきは
時が経てば償えるというものではない。
(イギリスの聖職者 フラー)

8月の税務メモ

(国 税)

- 7月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業者の消費税中間申告

10日

31日

"

"

"

(地方税)

- 7月分個人住民税特別徴収分の納付
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第1期分納付
- 個人住民税の普通徴収第2期分納付
- 個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。